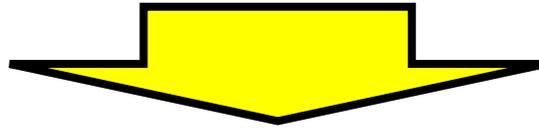


「事業承継って何をすればいいんだろう？」

「会社の株価が高く、相続・事業承継が不安」



経営者の方！

お一人で悩まず、遠藤隆浩税理士事務所にご相談ください！

平成30年の税制改正では10年間の限定措置（県への計画提出は5年以内）ではありますが、高過ぎる自社株で事業承継が困難な状況に対処するため、いわゆる「事業承継税制」の改正が行われました。改正の概要は以下の通りです。

	10年間の限定措置	一般措置
事前計画策定	5年以内の特例承継計画の提出 (2018.4.1~2023.3.31)	
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018.1.1~2027.12.31)	
対象株数	全株式	総株式数の最大2/3まで
納税猶予割合	贈与・相続ともに100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人の後継者	複数の株主から 1人の後継者
雇用確保要件	要件を下回っても 認定支援機関の関与で継続可能	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業が継続困難な 場合の免除	あり	なし

改正された「事業承継税制」では、中小企業庁から認定を受けた「認定経営革新等支援機関」の関与が必要な部分があり、当事務所はこの認定を受けています。

遠藤隆浩税理士事務所は「認定経営革新等支援機関」として、この「事業承継税制」に対し、事務所を挙げて取り組んでいきます。一度お問い合わせ下さい。

<お問い合わせ先>

遠藤隆浩税理士事務所 TEL:0577-32-1770 FAX:0577-32-7179
〒506-0055 高山市上岡本町3丁目418 垣越ビル4階